

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、Aと称する個人事業を営み、主として、B県C市所在の会社D店（以下「会社」という。）からE等の設置工事の依頼を受け、自ら作業に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社の依頼によるガレージ設置工事を行うため、資材等をトラックから降ろしていたところ、トラックの荷台から転落し、受傷した。請求人は、受傷当日、F病院に受診し「右大腿骨頸部骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断され、その後、入院加療した。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人は労災保険法上の労働者とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人が労災保険法上の労働者と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、会社からの業務遂行上の指示に従い、労働時間や場所について、ある程度拘束されており、労働者に該当する旨主張しているところ、労災保険法上の労働者であるか否かの判断基準については、決定書第2の1（決定書別紙）記載のとおりであり、当審査会としても、同基準は妥当であると判断することから、以下同基準に基づいて検討する。

(2) 請求人からの聴取書によれば、①会社が工事の具体的な施工方法を指示することはなく、請求人が工事発注連絡票の記載内容から工事の作業方法を判断し施工していたとのことであり、請求人が工事の施工方法について会社から具体的な指揮監督を受けていたとはいえないこと、②工事を行う時間についても、会社が指定することはなく、請求人の裁量に任されていたものであり、拘束性があつたとはいえないこと、③報酬は、時間給・日給・月給等時間を単位として計算されておらず、会社が受注した工事代金の80パーセントの定額報酬を受ける内容となっており、報酬の労務対償性が希薄であること、④請求人は、「A」の商号を使用し、会社からの報酬につき、事業主として事業所得の確定申告をしており、事業者性があるものと認められること、などの事実が認められる。

(3) 以上の諸点に照らせば、請求人は、会社から工事を請け負っていたものであり、会社に雇用された労働者とは認められない。

3 以上のとおりであるので、請求人は労災保険法上の労働者であるとは認められず、請求人の本件傷病について同法による保険給付の対象とすることはできない。したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。